

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
12月1日
(火曜日)

目次

規則
 県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課)……………

告示
 解除予定保安林(田布施町)(森林整備課)……………

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………

選管告示
 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………

不在者投票のできる老人ホームの指定……………

雑報
 県報の正誤(平成十九年九月二十八日山口県報の別冊ほか二件)……………



県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十五号

県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十

三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。
第二十七条の二第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

- 五 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。



山口県告示第四百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十一年十二月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
 熊毛郡田布施町大字別府字石仏九七の一・九七の二・字水上一四四・字隠山一四四の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、大字麻郷字高峰一七一、一一七七(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
 鉱業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び田布施町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百五十一号

平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十一年十二月一日

山口県知事 二井 関成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位	区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)	土砂流出防備保安林 (ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田方川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。)	阿武郡阿武町	五四・九〇	一七五・七九
橋本川	萩市(平成十七年三月五日における萩市並域に阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。)	阿武郡阿東町	八三五・一四	二〇二・三五
大津地区	長門市		三三四・九五	一四〇・四六
豊浦地区	下関市		三六四・八五	一五九・三八
厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市		六三七・七八	二〇一・三七
椹野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並域に吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)		二六七・五八	三三六・二五
佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)	防府市	七一一・五三	二六〇・四四
徳山地区	下松市 周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。)		四〇〇・六五	一五一・五三
田布施川・島田川	光市 周南市(平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。)	熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	六五・二四	
由宇川・柳井川	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。)	柳井市	一四・六六	一三〇・七七
錦川下流	岩国市(平成十八年三月十九日における岩国市並域に玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。)	錦町、美川町及玖珂郡和木町	四九〇・六三	九九・五四
大島地区	大島郡周防大島町			六・九八

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位	区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)
阿武町	四・三〇			上関町	九・〇四
	宇部市		〇・一二	周防大島町	一一・五八

萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇八
下関市	一一・六六	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)
山口県	一三四・七四

山口県選挙管理委員会告示第四百号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「特定医療法人社団同仁会周南記念病院」を「社会医療法人同仁会周南記念病院」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第五百号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十一年十二月一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

社会福祉法人ひかり苑ケ 光市大字三井一〇四六の一 平成二一、一一、二〇
 アハウスひかり苑



正 誤

平成十九年九月二十八日山口県報の別冊

ページ	一七	帳
(パーティー名称/ 対価の支払者の名称)	(パーティーの開催場所)	(対価に係る収入)
政経セミナー 山口県医師連盟 政経セミナー	山口市	450,000
自由民主党山口県歯科医師連盟支部	山口市	300,000
出		
(パーティー名称/ 対価の支払者の名称)	(事務所の所在地)	(金額)
政経セミナー 山口県医師連盟 自由民主党山口県歯科医師連盟支部	山口市 山口市	450,000 300,000

ページ	一八七	帳
第 2 報告年月日	平成19年 2月23日	
第 3 収入・支出 なし		
出		
第 2 報告年月日	平成19年 2月23日	

第 3 収入・支出

1 収入・支出の総額	000000
(1) 収入総額	58,302
ア 前年繰越額	000000
イ 本年収入額	58,302
(2) 支出総額	0
ア 前年繰越額	000000
イ 翌年繰越額	58,302

ページ	一一一	帳
(1) 収入総額	659,556	
ア 前年繰越額	110,150	
イ 本年収入額	549,406	
(2) 支出総額	610,135	
(3) 翌年繰越額	49,421	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費 (人数)	549,400	
イ その他の収入 (ア) 10万円未満のもの	232	
合 計	6 549,406	
出		

(1) 収入総額	689,556
ア 前年繰越額	110,150
イ 本年収入額	579,406
(2) 支出総額	610,135
(3) 翌年繰越額	79,421
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費 (人数)	549,400
イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (ア) 全国社会保険労務士政治連盟	232 30,000

う その他の収入 (ア) 10万円未満のもの 合 計	6 579,406
----------------------------------	--------------

平成二十年九月二十六日山口県報の添付

一〇 政経セミナー (19.10.28) 自由民主党山口県歯科医師連盟支部 政経セミナー (19.10.28) 山口県医師連盟	山口市 山口市 山口市	(対面に係る収入) 300,000 450,000
一一 政経セミナー (19.10.28) 自由民主党山口県歯科医師連盟支部 山口県医師連盟	山口市 山口市	(対面に係る収入) 300,000 450,000

平成二十一年九月二十五日山口県報の添付

一三 政経セミナー (19.10.28) 自由民主党山口県歯科医師連盟支部 山口県医師連盟	山口市 山口市	(対面に係る収入) 300,000 450,000
--	------------	---------------------------------

四

政経セミナー 山口県医師連盟	山口市	450,000
(パーティー名称/ 対面の支払者の名称) 政経セミナー 山口県医師連盟	(事務所の所在地) 山口市	(金額) 450,000

一四 政治資金パーティー名称/ 対面の支払者の名称) 「山本上げたろう君」を励ます会 柳内 光子 [法人その他の団体からの支払い] (パーティー名称/ 対面の支払者の名称) 「山本上げたろう君」を励ます会 大和ハウス工業株式会社 「山本上げたろう君」を励ます会 種水ハウス株式会社 [政治団体からの支払い] (パーティー名称/ 対面の支払者の名称) 「山本上げたろう君」を励ます会 全国不動産政治連盟 「山本上げたろう君」を励ます会 脇雅史政策研究会	千葉県習志野市 大阪府大阪市 大阪府大阪市 大阪府大阪市	(対面に係る収入) 500,000 1,500,000 1,500,000 1,500,000
---	---------------------------------------	---

(政治資金パーティー名称/ 対面の支払者の名称) 「山本上げたろう君」を励ます会 柳内 光子	(住 所) 千葉県習志野市	(金額) 500,000
---	------------------	-----------------

(政治資金パーティー名称/ 対面の支払者の名称) 「山本上げたろう君」を励ます会 柳内 光子	(住 所) 千葉県習志野市	(金額) 500,000
---	------------------	-----------------

[法人その他の団体からの支払い]			
(パーテイナー名称/ 対価の支払者の名称)	(事務所の所在地)	(金額)	
「山本しげたろう君」を励ます会	大阪府大阪市	1,500,000	
大和ハウズ工業株式会社	大阪府大阪市	1,500,000	
種水ハウズ株式会社			
[政治団体からの支払い]			
(パーテイナー名称/ 対価の支払者の名称)	(事務所の所在地)	(金額)	
「山本しげたろう君」を励ます会	東京都千代田区	1,000,000	
全国不動産政治連盟	東京都千代田区	500,000	
脳雅史政策研究会			

平成二十一年十二月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁